

業務委託仕様書

1 業務名

生駒市在宅医療介護推進部会の運営支援及び生駒市入退院調整マニュアル運用状況調査分析業務

2 期間

契約の日から令和7年3月31日まで

3 目的

地域包括ケアの不可欠な構成要素である在宅医療を推進するために、市内の医療と介護それぞれの現場に関わる多職種の方々と組織する「生駒市在宅医療介護推進部会」での円滑で効果的な運営を行う。

病院から在宅へシームレスな支援をより具体化するため病院担当者、地域包括支援センター職員、ケアマネジャーを中心に策定した「生駒市入退院調整マニュアル」の運用後において、入退院調整における現状や、医療と介護の連携による効果と課題を把握し、必要に応じてルールの見直しを行う。

4 業務内容

(1) 生駒市在宅医療介護推進部会の運営支援

①生駒市在宅医療介護推進部会（以下「部会」という）の運営支援

ア 部会員が本市の現状の把握、課題の抽出、今後の対応策の検討まで効率的かつ円滑に会議が進められるよう運営支援する。

イ 6月頃、11月頃、2月頃の3回程度開催予定。

ウ 委託者と受託者にて部会に関する打ち合わせ（会議ごとに各1回程度）を行う。

エ 受託者は、部会の資料作成及び先進事例などの情報収集、当日のグループワーク等会議運営の補助及び記録作成を行う。

オ 令和2年及び令和5年に実施した在宅医療介護連携に関する調査及び介護事業所調査などの結果を比較・分析する。

②成果品

ア 会議録（電子データ）

イ 部会における意見交換の総括報告書（電子データ）

ウ ①オに関する調査報告書

(2) 生駒市入退院調整マニュアル運用状況調査分析

①入退院調整マニュアル運用開始後の入退院支援の課題に関するアンケート調査実施

ア 前回調査の調査票を基に、アンケート調査票を立案する。

イ 生駒市が2月頃に実施・回収した調査票について、契約終了日までに調査結果を集計し分析する。

ウ 調査対象者は、市内病院と市内居宅介護支援事業所等に勤務する介護支援専門員等の入退院調整に関わる者とする。

エ 予定調査件数は以下のとおりとする。

・医療機関（退院調整部署）に関する調査：市内6病院

・病院の地域連携等入退院に関する業務に従事している看護師、医療ソーシャルワーカー等スタッフ：約20人程度

・居宅介護支援事業所等に勤務する介護支援専門員等：約120人程度

オ 調査票の仕様（予定）

- ・病院用（退院調整部署）：A4判、2 ページ程度
- ・病院用（病院に勤務するコメディカルスタッフ）：A4判、5 ページ程度
- ・介護支援専門員用：A4判、5 ページ程度

※いずれも自由記述項目を含む

カ 調査方法

委託者が、各調査対象者に対して調査票の配付と回収を行う。

回収済み調査票は、委託者から FAX または PDF データにより受託者へ送付する。

※回収調査票において不明点等がある場合は委託者に確認を行うこと。

キ 調査結果の集計・分析

調査票の集計を行い、運用状況を評価し、入退院調整状況やマニュアルの見直し等についての課題を明らかにする基礎資料として用いるための分析を行うこと。

ク 調査報告書

調査結果報告書を作成する。

②成果品

入退院調整マニュアル運用状況調査分析報告書（1部）及び電子データ

5 完了報告

本業務完了後、委託者が別途定める書類（完了届等）を提出するものとする。

6 その他

- (1) 本業務の履行にあたり、情報の漏洩、滅失、毀損の防止等「個人情報保護法」を遵守し、個人情報の保護を最優先事項とすること。
- (2) 業務の実施においては、契約締結後速やかに着手し、業務の進行状況は本市に随時報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。
- (3) 受託者は、委託者が業務の進捗状況を把握するために資料等を要求した場合は速やかに対応すること。
- (4) 受託者は、常に委託者と連絡をとり、密接な連携を図ること。
- (5) 委託者に納品された成果物の著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (6) 受託者の責めに帰すべき理由により「4 業務内容」に係る業務に未実施等が発生した場合には、委託料の支払額を減額することがあること。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項及び業務上生じた疑義については、必要に応じて協議して定めること。